

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	個人市県民税の賦課に関する事務 重点項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢原市は、個人市県民税の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神奈川県伊勢原市長

公表日

令和3年6月25日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	個人市県民税の賦課に関する事務
②事務の内容	<p>地方税法、その他の関係法令及び条例等に定める地方税のうち住民税(個人市県民税)の賦課に関する事務。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民、国税庁及びeLTAXシステムから申告情報、並びに、事業所、日本年金機構及びeLTAXシステムから支払報告書を取得し住民税額を計算し賦課決定(通知書等発送)を行う。 ・申告内容の精査、申告のない者への調査などを適時実施する。 ・住民からの申請に基づき、住民税情報から課税・所得証明書を発行する。 <p>①申告受付業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民、国税庁及びeLTAXシステムから申告情報(確定申告書、市県民税申告書、法定調書)を收受する。 ○事業所、日本年金機構及びeLTAXシステムから支払報告書(給与支払報告書・公的年金報告書)を收受する。 ○受付したデータの一部を委託業者に提供し、電子データ化する。 <p>②課税業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○賦課に必要な住所情報、生活保護情報、障害者情報などMICJET番号連携サーバーを経由して取得する。 ○①の各種申告情報を個人住民税システムに取り込み、申告内容の精査を行う。 ○精査後、課税資料を個人で名寄せし住民税額を算出する。 <p>③賦課決定(通知書等発送)業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民税が特別徴収(給与からの天引き)の場合、事業所等に特別徴収に関する通知書を送付する。納税者は事業所等を経由して特別徴収決定通知書が交付される。 ○住民税が普通徴収(本人が納付)の場合、納税者に納税通知書等を送付する。 ○住民税が公的年金等特別徴収(公的年金等からの天引)の場合、市と年金保険者間で公的年金等特別徴収事務に関するデータの送受信をeLTAXシステムを利用して行う。 ○住民税情報から課税・所得証明書を発行する。 ○住民税情報から課税・所得証明書のコンビニ交付を行う。 <p>④調査業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○扶養控除等の対象要件の調査 ○各種支払調書等課税資料の調査 ○給与支払報告書未提出事業所の調査 ○申告書等の未提出者の調査 ○調査結果により①の申告内容に変更が生じた場合など、再度住民税額を算出し③の賦課決定(通知書等発送)業務を行う。 <p>特定個人情報の流れを表した図を「別紙1 (図 特定個人情報ファイルを取り扱う事務)」に記す。</p>
③対象人数	<p>[10万人以上30万人未満]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p>3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>

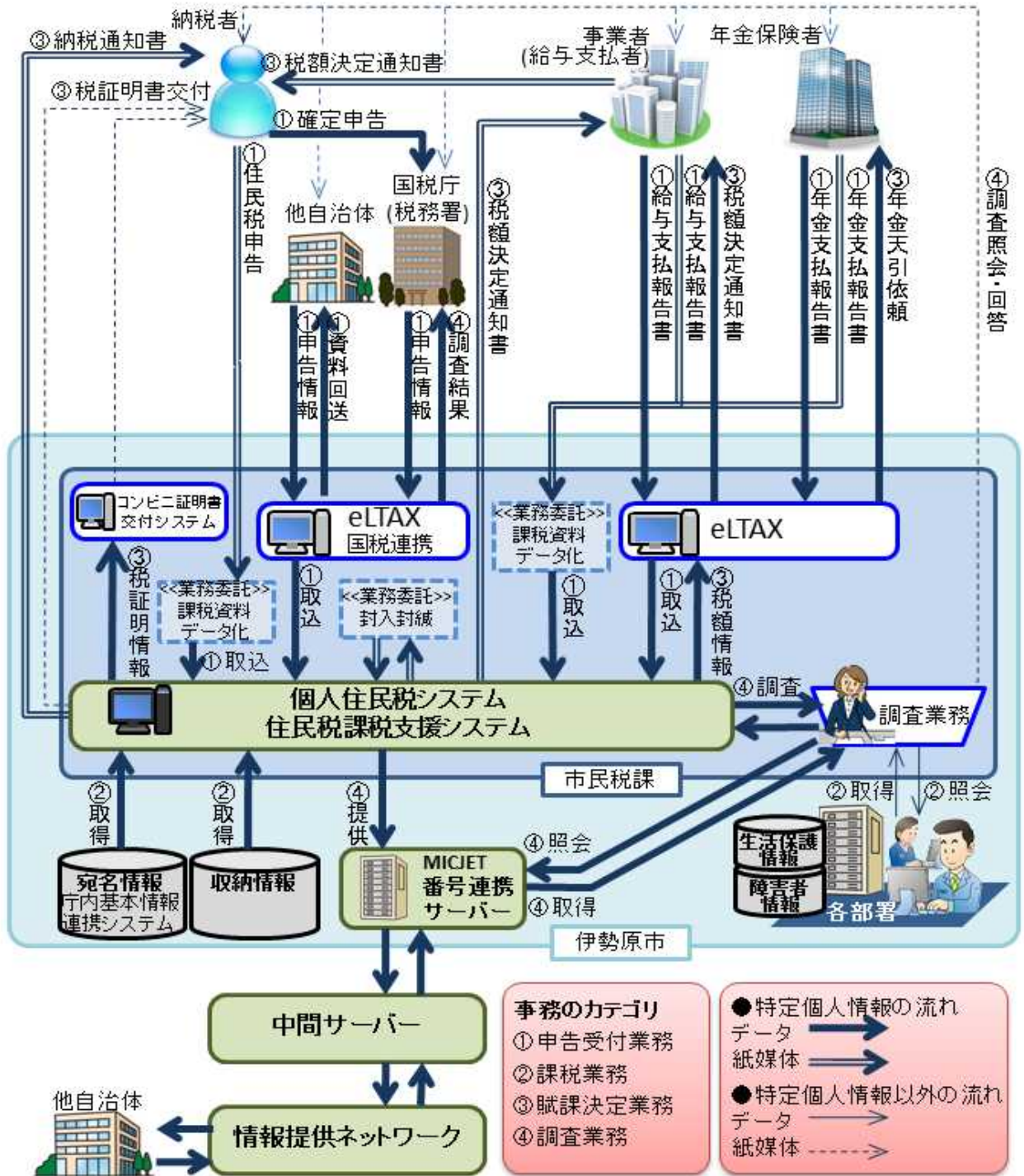
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	個人住民税システム
②システムの機能	<p>1. 当初課税前処理 課税客体の把握と特別徴収者への通知を行い、申告受付の準備を行う。</p> <p>2. 当初異動処理 住民税申告支援システムと資料合算データの整合を行う。</p> <p>3. 当初課税処理 合算された資料合算データを元に課税計算を行い、特別徴収義務者及び納税義務者向けに税額通知書及び納付書を作成する。</p> <p>4. 更正処理 当初確定後の異動情報を入力し、決議書・変更通知書を出力する。</p> <p>5. 照会・発行処理 各種データの照合と課税・所得証明書の即時発行を行う。</p> <p>6. 扶養・専従者管理処理 配偶者、扶養及び専従者情報の管理を行い、個人課税データとの整合性をチェックする。</p> <p>7. 統計処理 個人課税データを集計、端数処理、突合チェックを行い、課税状況調べの各表を出力する</p> <p>8. 他市町村個人課税データ管理 住民税の課税対象者以外の所得・控除等のデータを管理する(国保、児童手当、医療等で必要な情報を一元管理する)</p> <p>9. 課税支援連携処理 コンビニ証明書交付システムへ地方税関連情報の提供を行う。</p> <p>10. 年金特別徴収 年金保険者からeLTAXシステムを通じて連携する年金特別徴収対象者情報等のデータを登録管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (住民税課税支援システム、eLTAXシステム、コンビニ交付システム)</p>
システム2	
①システムの名称	住民税課税支援システム
②システムの機能	<p>1. 資料登録処理 スキャナによる読み取り又は個人住民税システムが作成した課税資料の連係ファイルを元に生成した課税資料イメージデータを、登録管理する。</p> <p>2. 資料更正処理 登録されている課税資料に、宛名情報を登録する。</p> <p>3. 照会処理 宛名情報を元に、課税資料のイメージデータを照会する。</p> <p>4. 宛名情報連携 個人住民税システムから、賦課期日の課税対象者連係データを受け取り、データベースへ格納する。</p> <p>5. 当初異動処理 給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、市県民税申告書の各課税資料の登録及びチェックを行う。また、各資料データの合算を行い資料合算データを作成する。</p> <p>6. 扶養・専従者管理処理 個人課税データを元に、扶養連絡箋データを作成する。</p> <p>7. 課税支援連携処理 eLTAXシステムと国税関連情報及び地方税関連情報の交換を行う。</p> <p>8. 申告支援処理 住民からの申請に基づき市県民税申告書又は確定申告書を作成する</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (eLTAXシステム)</p>

システム3	
①システムの名称	eLTAXシステム(eLTAX(エルタックス)運用・管理システムのうち住民税に関する部分のみ記述)
②システムの機能	<p>年金保険者、国税庁、事業所等と住民税の賦課に必要なデータの送受信をeLTAXを通じて行う。</p> <p>1. 公的年金特別徴収機能 ○年金保険者との公的年金等の特別徴収事務に必要なデータの送受信を実施する機能。</p> <p>2. 国税連携機能 ○国税庁から送られてくる所得税確定申告書データ等を管理する機能。</p> <p>3. 電子申告機能 ○給与支払報告書、公的年金支払報告書、特別徴収事務に関係する申請書(異動届出書等)、税額通知データを送受信し管理する機能。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (住民税課税支援システム、他自治体、税務署、事業者(給与支払者)、年金保険者等)</p>
システム4	
①システムの名称	庁内基本情報連携システム
②システムの機能	住民基本台帳に登録している者及び住民基本台帳システムに登録されていない者等の宛名情報、口座情報、送付先情報、納税管理情報等を管理する。
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム5	
①システムの名称	MICJET 番号連携サーバ
②システムの機能	<p>1. 宛名管理機能 既存住民基本システムより宛名の異動データを取り込み、個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理する。</p> <p>2. 情報提供機能 各業務システムより異動データを取り込み、中間サーバーに連携する。</p> <p>3. 情報照会機能 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、結果をオンラインにて表示する。</p> <p>4. 符号要求機能 処理番号の要求・受信し、符号要求データを住基ネットに送信する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [○] 税務システム</p> <p>[○] その他 (中間サーバー)</p>

システム6	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	<p>1 証明書の発行機能 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明、戸籍個人事項証明書及び市県民税課税所得(非課税)証明書を発行し、証明書交付センターに連携する。</p> <p>2 個人番号カードの利用管理機能 個人番号カードを利用し、コンビニ等で住民票等証明書を取得する。</p> <p>3 利用者証明用電子証明書シリアル番号情報の利用管理機能 住民基本台帳ネットワークシステムから連携されるJPKI情報作成及びシリアル番号情報を管理する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [<input checked="" type="radio"/>] 税務システム</p> <p>[<input checked="" type="radio"/>] その他 (証明書交付センター)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項別表第一の16の項 ・番号法第9条第3項・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><別表第二における情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 <p><別表第二における情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第7号 別表第二(27) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部市民税課
②所属長の役職名	市民税課長
7. 他の評価実施機関	
地方税共同機構、総務省	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目



II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	課税の根拠を有する者(課税対象者)及び市外の被扶養者
その必要性	公平、公正な課税を行うにあたり、必要な範囲の特定個人情報が必要
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (技術的事項(課税資料区分コードなど))
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 識別情報 対象者を特定するために記録 ○ 連絡先情報 対象者の賦課期日時点での世帯情報及び税額通知の送付先の把握のために記録 ○ 業務関係情報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国税関係情報 : 賦課を行うための必要な所得税情報を保有 ・ 地方税関係情報 : 算出した住民税額など賦課決定情報を保有 ・ 生活保護関係情報 : 生活保護関連の給付情報に基づき、非課税の判定を行うために保有 ・ 障害者関係情報 : 障害者控除の適用など正確な賦課実施のための判断情報として保有 ・ 年金特徴関係情報 : 年金特別徴収事務に関する情報を保有 ・ 技術的事項 : 正確な賦課実施のために必要な課税資料区分コードなどを保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部市民税課

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、生活福祉課、障害福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (国税庁、年金保険者) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他自治体) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (給与支払者) <input type="checkbox"/> その他 (庁内基本情報連携システム)				
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eLTAXシステム)				
③使用目的 ※	住民税の公平・公正な賦課、事務の効率化				
④使用の主体	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">使用部署</td> <td style="padding: 5px;">総務部 市民税課</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">使用者数</td> <td style="padding: 5px;"> <div style="text-align: right; font-size: small; margin-bottom: 5px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [50人以上100人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div> </td> </tr> </table>	使用部署	総務部 市民税課	使用者数	<div style="text-align: right; font-size: small; margin-bottom: 5px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [50人以上100人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div>
使用部署	総務部 市民税課				
使用者数	<div style="text-align: right; font-size: small; margin-bottom: 5px;"><選択肢></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [50人以上100人未満] 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上 </div>				
⑤使用方法	<p>1. 申告情報取得に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○住民・国税庁・企業・年金保険者・他自治体から申告情報を取得する ○賦課に必要な情報(生活保護・障害等)を照会し取得する <p>2. 賦課決定に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○申告情報における課税資料の個人特定を行う。 ○障害者控除適用者は、控除額の確認を行う。 ○複数申告情報がある者は、名寄せ(一本化)し必要に応じて合算を行う。 ○生活保護者などの非課税判定を行い、賦課情報を作成する。 ○賦課情報・合算結果を元に課税計算を実施し、税額の通知を作成する。 ○普通徴収対象者の場合は納税者に、特別徴収対象者の場合は事業所・年金保険者へ税額を通知する。 <p>3. その他事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ○必要に応じて調査事務を実施して、徴収方法の変更・税額更正等を行なう。 				
情報の突合	<p>前提条件:宛名情報又は基本4情報を使用して各業務の資格情報と突合する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○課税資料に記載された国税関係情報、地方税関係情報から賦課決定等を行う【上記1、2、3】 ○障害者関係情報と申告情報を突合して、申告内容のの確認を行う【上記2】 ○生活保護関係情報と申告情報を突合して、賦課の決定を行う【上記2】 				
⑥使用開始日	平成28年1月1日				

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (6) 件	
委託事項1	入力データ作成業務委託	
①委託内容	各紙資料をデータ化する作業の委託 ※主な紙資料:給与支払報告書、年金支払報告書、住民税申告書	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社ワークス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	eLTAX(エルタックス)業務委託	
①委託内容	eLTAXの運用管理に関する委託	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社TKC	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から、再委託の必要性、再委託先の委託管理方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制の申請を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	地方税共同機構より伝送される範囲となる。
委託事項3	既存住基システム運用委託業務	
①委託内容	住民基本台帳システム等の運用保守支援	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	ミツイワ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。
	⑥再委託事項	個人住民税システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等。

委託事項4		遠隔地保管	
①委託内容		特定個人情報データの滅失等に備えたバックアップデータの保管委託	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社ワンビシアークイブス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項5		封入封緘業務	
①委託内容		当初課税時期における封入封緘業務	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		アコーダー・ビジネス・フォーム株式会社、株式会社井上ビジネスフォーム	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項6		コンビニ証明書交付システム業務委託	
①委託内容		コンビニ証明書交付システムの運用管理に関する委託	
②委託先における取扱者数		[10人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		ミツイワ株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先から再委託の理由、再委託先の管理・監督方法、再委託先の名称、代表者及び所在地、再委託する業務内容、再委託する業務に含まれる情報の種類、再委託先のセキュリティ管理体制等の報告及び再委託の承認依頼を受け、許諾を判断している。	
	⑥再委託事項	地方税関連情報を蓄積するLGWAN上のクラウドシステムの運用管理 個人住民税システムとクラウドシステムの連携システムの運用保守支援	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="checkbox"/>] 提供を行っている (65) 件 [<input checked="" type="checkbox"/>] 移転を行っている (24) 件 [] 行っていない
提供先1	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第1項)
②提供先における用途	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先2	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第2項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先3	健康保険組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第3項)
②提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先4	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第4項)
②提供先における用途	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先5	全国健康保険協会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第6項)
②提供先における用途	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先6	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第8項)
②提供先における用途	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先7	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第9項)
②提供先における用途	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先8	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第11項)
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先9	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第16項)
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先10	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第18項)
②提供先における用途	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ [<input type="checkbox"/>] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先11	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第23項)
②提供先における用途	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先12	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第26項)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先13	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第27項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先14	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第28項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先15	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第29項)
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先16	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第31項)
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先17	日本私立学校振興・共済事業団
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第34項)
②提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先18	厚生労働大臣又は共済組合等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第35項)
②提供先における用途	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

提供先19	文部科学大臣又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第37項)
②提供先における用途	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度
提供先20	国家公務員共済組合
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第39項)
②提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	住民税関係情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者
⑥提供方法	[<input type="radio"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [<input type="radio"/>] その他 (庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ)
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

移転先1	保健福祉部障がい福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第8項)	
②移転先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	支援対象児童及びその保護者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先2	子ども部子育て支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第9項)	
②移転先における用途	児童福祉法56条2項第、8項による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	同一世帯に属する者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

移転先3	子ども部子ども家庭相談課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第9項)	
②移転先における用途	児童福祉法第22条による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	妊産婦の属する世帯	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先4	保健福祉部健康づくり課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第10項)	
②移転先における用途	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)第5条第1項、第6条第3項、第28条による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	予防接種を受けた者又はその保護者 予防接種により死亡した者及び請求者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

移転先5	保健福祉部障がい福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第34項)	
②移転先における用途	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	措置対象者並びにその配偶者及び当該患者と生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	認定申請時等(変更があればその都度) 随時	
移転先6	保健福祉部生活福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第15項)	
②移転先における用途	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	要保護者及び被保護者であった者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

移転先7	総務部収納課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第16項)
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	住民税課税者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	住民税賦課決定時
移転先8	都市部建築住宅課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第19項)
②移転先における用途	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	入居者及び同居者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	認定申請時等(変更があればその都度) 随時

移転先9	保健福祉部保険年金課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第30項)	
②移転先における用途	国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)第42条第1項第3号又は第4号による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	国民健康保険加入者及び擬制世帯主	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	保険料等当初賦課決定時 随時	
移転先10	子ども部子育て支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第37項)	
②移転先における用途	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療被保険者及びその世帯員	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	年次処理(支給決定時) 随時(変更が生じた場合)	

移転先11	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第43項)
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	随時
移転先12	子ども部子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第44項)
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年次処理(支給決定時) 随時(変更が生じた場合)

移転先13	子ども部子育て支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第45項)	
②移転先における用途	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先14	保健福祉部障がい福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第46項)	
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第三百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	受給者若しくはその配偶者又は扶養義務者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

移転先15	保健福祉部障がい福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第47項)	
②移転先における用途	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	手当支給該当者及び保護者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先16	子ども部子育て支援課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第49項)	
②移転先における用途	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童の扶養義務者(ただし、世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者に限る)	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	

移転先17	子ども部子育て支援課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第56項)
②移転先における用途	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	児童及び保護者
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	年次処理(給付決定時) 随時(変更が生じた場合)
移転先18	保健福祉部保険年金課
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第59項)
②移転先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③移転する情報	住民税関係情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <small><選択肢></small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	後期高齢者医療被保険者及びその世帯員
⑥移転方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	保険料等当初賦課決定時 随時

移転先19	保健福祉部生活福祉課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第63項)	
②移転先における用途	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援金(以下「中国残留邦人等支援給付等」という。)の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	要支援者及び被支援者であった者	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先20	保健福祉部介護高齢課	
①法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一項(第68項)	
②移転先における用途	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	
③移転する情報	住民税関係情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	被保険者の属する世帯員	
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> 紙
⑦時期・頻度	保険料等当初賦課決定時 随時	
6. 特定個人情報の保管・消去		
保管場所 ※	○開庁時間外においては、入退館管理をしている建物内のうち、入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管。 ○サーバへのアクセスは複数の認証が必要。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
7. 備考		

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1 個人課税マスタ

利用団体コード	分離譲渡長期一般控除	金額(専給控除)	分離長期優良特例条文	投資税額等
賦課年度	分離譲渡長期優良所得	本人障害者	分離長期特定特例条文	総所得課税標準
住民コード	分離譲渡長期優良控除	本人夫有り・未成年	分離長期居住特例条文	総所得市町所得割
履歴番号	分離譲渡長期特定所得	本人老年人	拡張-特例条文	総所得県所得割
資料区分	分離譲渡長期特定控除	本人寡婦・寡夫・特寡	配偶者特別控除	土地課税標準
資料番号	分離譲渡長期居住所得	本人勤労学生	生命保険控除	土地市町所得割
無効区分	分離譲渡長期居住控除	配偶者控除区分	個人年金控除	土地県所得割
世帯コード	株式譲渡所得(非公開)	配特控除区分	基礎控除	超短期課税標準
台帳番号	株式譲渡所得(上場分)	配偶者所得	老年者控除	超短期市町所得割
事業所コード	株式譲渡控除	扶養その他	寡婦・寡夫・特寡控除	超短期県所得割
整理番号	商品先物取引	扶養特定	勤労学生控除	短期一般課税標準
受給者番号	山林所得	扶養老人	本人障害控除	短期一般市町所得割
国税通知書番号	山林控除	扶養同居老親	本人特別障害控除	短期一般県所得割
異動年月日	退職所得(所得税)	扶養普通障害	配偶者一般控除	短期特定課税標準
処理区分	退職所得	扶養特別障害	配偶者老人控除	短期特定市町所得割
更正理由区分	変動所得前2年分	扶養同居特別障害	配偶者特別障害控除	短期特定県所得割
課税区分	変動所得当年分	扶養人数年少	扶養一般控除	長期一般課税標準
営業所得等	臨時所得	平均課税計算区分	扶養老人控除	長期一般市町所得割
農業所得	繰越控除純損失総所得	生活保護区分	扶養同居老人控除	長期一般県所得割
その他事業所得	繰越控除純損失超短期	生活保護開始	扶養障害控除	長期優良課税標準
漁業所得(内数)	繰越控除純損失土地	生活保護終了	扶養特別障害控除	長期優良市町所得割
不動産所得	繰越控除純損失短期	16~18歳扶養親族数	扶養同居特別障害控除	長期優良県所得割
利子(所得税)	繰越控除純損失長期	徴収区分1	扶養特定控除	長期特定課税標準
利子所得	繰越控除純損失長期居住	徴収区分2	控除合計	長期特定市町所得割
配当(所得税)	繰越控除純損失株式譲渡	特徴開始月	寄付金控除額	長期特定県所得割
配当所得(控除あり)	繰越控除純損失先物取引	特徴終了月	扶養加算金	長期居住課税標準
配当所得(控除なし)	繰越控除純損失山林	普徴開始期	損害保険控除額	長期居住市町所得割
特定配当(内数)	繰越控除雑損失	普徴終了期	寄付金控除(所得税)	長期居住県所得割
一般外貨(内数)	肉用牛免税所得	年金特徴開始月	控除額合計(所得税)	株式譲渡(非公開)課税標準
外貨以外(内数)	肉用牛免税以外	年金特徴終了月	住宅取得控除	株式譲渡(非公開)市町所得割
給与収入	肉用牛売却価格	特徴仮算フラグ	外国税額控除(所得税)	株式譲渡(非公開)県所得割
専従者給与収入(内数)	非課税所得	年金保険者用整理番号1	減免(所得税)	株式譲渡(上場分)課税標準
前職分給与収入(内数)	配当割控除額	特別徴収義務者コード	政党等寄付金	株式譲渡(上場分)市町所得割
給与特定支出控除	株式譲渡割控除額	年金コード	配当控除(所得税)	株式譲渡(上場分)県所得割
給与所得	分離長期一般損失額	通知コード	電子証明書等特別控除(所得税)	商品先物取引課税標準
給与収入(一部特徴)	非課税所得(障害年金)	処理結果	所得税の課税所得金額	商品先物取引市町所得割
給与所得(一部特徴)	非課税所得(遺族年金)	非課税所得区分	寄附金額1	商品先物取引県所得割
年金区分	非課税所得(その他)	減免区分	寄附金額2	山林課税標準
年金収入年金所得	課税所得金額	均等割区分	寄附金額3	山林市町所得割
雑所得(その他)	上場株式等の配当所得	課非区分	寄附金額4	山林県所得割
総合譲渡短期所得	繰越控除純損失上場配当	通知書発行区分	寄附金額5	退職課税標準
総合譲渡短期控除	口蹄疫手当金等	通知書発行日	所得税額(税額控除前)	退職市町所得割
総合譲渡長期所得	雑損控除	法定納期限等	所得税額(定率減税前)	退職県所得割
総合譲渡長期控除	医療費控除	他給与区分	所得税額(定率減税後)	株式譲渡(上場分)課税標準
総合譲渡一時所得	社会保険控除	給報乙欄	源泉税額	株式譲渡(上場分)市町所得割
総合譲渡一時控除	小規模共済	給報就退職区分	外国税額限度額	株式譲渡(上場分)県所得割
土地等事業雑	生命保険区分	給報就退職年月日	住宅耐震改修特別控除	上場株式等(配当)課税標準
超短期所得	生命保険料	損害保険区分	税源移譲経過措置市	上場株式等(配当)市町村所得割
分離譲渡短期一般所得	個人年金	損害保険料	税源移譲経過措置県	上場株式等(配当)県所得割
分離譲渡短期一般控除	本人専従者	長期損害保険料	住宅借入金等特別税額控除可能額	合計所得金額
分離譲渡短期特定所得	青白区分	分離短期一般特例条文	住宅借入金等特別税額控除見込額	総所得金額等
分離譲渡短期特定控除	専従配偶者	分離短期特定特例条文	住宅借入金等の額(1回目)	総所得金額
分離譲渡長期一般所得	専従者その他	分離長期一般特例条文	住宅借入金等の額(2回目)	算出調定市町所得割

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1 個人課税マスタ (続き)

算出調定県所得割	併徴市町均等割	特徴9月	年金特徴6月充当額
特別所得市町所得割	併徴県均等割	特徴10月	年金特徴8月充当額
特別所得県所得割	併徴合計	特徴11月	年金特徴10月充当額
税控除市町所得割	併徴課税標準	特徴12月	年金特徴12月充当額
税控除県所得割	併徴配株充当合計	特徴1月	年金特徴2月充当額
外国税控除市町所得割	併徴年特市所得割	特徴2月	住借特別控除適用家屋居住年月日1
外国税控除県所得割	併徴年特県所得割	特徴3月	住借特別控除適用家屋居住年月日2
寄附金基本控除額市町村	併徴年特市均等割	特徴4月	合併前利用団体コード
寄附金基本控除額県	併徴年特県均等割	特徴5月	更新職員番号
寄附金特例控除額市町村	併徴年特合計	特徴事業所コード6月	更新処理年月日
寄附金特例控除額県	併徴年特配株充当合計	特徴事業所コード7月	更新処理時刻
寄附金控除額市町村	市町過年度増分所得割	特徴事業所コード8月	雑所得(業務)
寄附金控除額県	県過年度増分所得割	特徴事業所コード9月	23歳未満扶養親族等
算出合計税市町均等割	市町過年度増分均等割	特徴事業所コード10月	所得金額調整控除
算出合計税県均等割	県過年度増分均等割	特徴事業所コード11月	特例適用利子等
算出合計税市町所得割	強制変更フラグ	特徴事業所コード12月	特例適用配当等
算出合計税県所得割	所得税金額控除前	特徴事業所コード1月	
税額調整市町所得割	営業収入	特徴事業所コード2月	
税額調整県所得割	農業収入	特徴事業所コード3月	
市町所得割減額1	不動産収入	特徴事業所コード4月	
県所得割減額1	国民年金保険料等の金額	特徴事業所コード5月	
市町税額減額1	経過措置所得割控除額市	年金特徴4月	
県税額減額1	経過措置所得割控除額県	年金特徴6月	
市町所得割減額2	調整控除後総所得所得割市	年金特徴8月	
県所得割減額2	調整控除後総所得所得割県	年金特徴10月	
市町税額減額2	人的控除差額	年金特徴12月	
県税額減額2	年金普徴1期(内訳)	年金特徴2月	
市町配当割控除額	年金普徴2期(内訳)	特別徴収義務者コード4月	
県配当割控除額	年金普徴3期(内訳)	特別徴収義務者コード6月	
未控除配当割控除額市	年金普徴4期(内訳)	特別徴収義務者コード8月	
未控除配当割控除額県	所得税額(住借控除算出用)	特別徴収義務者コード10月	
未控除配当割控除額	口蹄疫手当金等(収入)	特別徴収義務者コード12月	
市町株式譲渡割控除額	拡張-金額17	特別徴収義務者コード2月	
県株式譲渡割控除額	拡張-金額18	普徴1期充当額	
未控除分株式譲渡割控除額市	拡張-金額19	普徴2期充当額	
未控除分株式譲渡割控除額県	拡張-金額20	普徴3期充当額	
未控除分株式譲渡割控除額	第30表集計区分	普徴4期充当額	
配株不足額市税	年金特徴新規継続区分	普徴5期充当額	
配株不足額県税	当初課税時の均等割優先区分	普徴6期充当額	
配株不足額合計	納期特例区分	普徴7期充当額	
配株充当額合計	住宅借入金等特別控除適用数	特徴6月充当額	
配株還付額合計	住宅借入金等特別控除区分1	特徴7月充当額	
市町差引前所得割	住宅借入金等特別控除区分2	特徴8月充当額	
県差引前所得割	普徴1期	特徴9月充当額	
市町差引均等割	普徴2期	特徴10月充当額	
県差引均等割	普徴3期	特徴11月充当額	
市町差引所得割	普徴4期	特徴12月充当額	
県差引所得割	普徴5期	特徴1月充当額	
年税額	普徴6期	特徴2月充当額	
端数市町	普徴7期	特徴3月充当額	
端数県	特徴6月	特徴4月充当額	
併徴市町所得割	特徴7月	特徴5月充当額	
併徴県所得割	特徴8月	年金特徴4月充当額	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

2 課税資料

利用団体コード	超短期所得	小規模共済	給報乙欄	所得税額 (定率減税前)
賦課年度	分離譲渡短期一般所得	生命保険区分	給報就退職区分	所得税額 (定率減税後)
住民コード	分離譲渡短期一般控除	生命保険料	給報就退職年月日	源泉税額
履歴番号	分離譲渡短期特定所得	個人年金	損害保険区分	外国税額限度額
資料区分	分離譲渡短期特定控除	本人専従者	損害保険料	住宅耐震改修特別控除
資料番号 (冊番号)	分離譲渡長期一般所得	青白区分	長期損害保険料	税源移譲経過措置市
資料番号 (番号)	分離譲渡長期一般控除	専従配偶者	分離短期一般特例条文	税源移譲経過措置県
資料番号 (扶番)	分離譲渡長期優良所得	専従者その他金額 (専給控除)	分離短期特定特例条文	住宅借入金等特別税額控除可能額
イメージ番号	分離譲渡長期優良控除	本人障害者	分離長期優良特例条文	住宅借入金等特別税額控除見込額
無効区分	分離譲渡長期特定所得	本人夫有り・未成年	分離長期特定特例条文	住宅借入金等の額 (1回目)
世帯コード	分離譲渡長期居住所得	本人老年者	分離長期居住特例条文	住宅借入金等の額 (2回目)
台帳番号	分離譲渡長期居住控除	本人寡婦・寡夫・特寡	株式譲渡特例条文	投資税額等
事業所コード	株式譲渡所得 (非公開)	本人勤労学生	配偶者特別控除	合計所得金額
整理番号	株式譲渡所得 (上場分)	配偶者控除区分	生命保険控除	総所得金額等
受給者番号	株式譲渡控除	配特控除区分	個人年金控除	総所得金額
国税通知書番号	商品先物取引	配偶者所得	基礎控除	強制変更フラグ
異動年月日	山林所得	扶養その他	老年者控除	所得税金額控除前
処理区分	山林控除	扶養特定	寡婦・寡夫・特寡控除	営業収入
更正理由区分	退職所得 (所得税)	扶養老人	勤労学生控除	農業収入
課税区分	退職所得	扶養同居老親	本人障害控除	不動産収入
営業所得等	変動所得前2年分	扶養普通障害	本人特別障害控除	国民年金保険料等の金額
農業所得	変動所得当年分	扶養特別障害	配偶者一般控除	所得税額 (住借控除算出用)
その他事業所得	臨時所得	扶養同居特別障害	配偶者老人控除	口蹄疫手当金等 (収入)
漁業所得 (内数)	繰越控除純損失総所得	扶養人数年少	配偶者特別障害控除	住宅借入金等特別控除適用数
不動産所得	繰越控除純損失超短期	平均課税計算区分	扶養一般控除	住宅借入金等特別控除区分 (1回目)
利子 (所得税)	繰越控除純損失土地	生活保護区分	扶養老人控除	住宅借入金等特別控除区分 (2回目)
利子所得	繰越控除純損失短期	生活保護開始	扶養同居老人控除	付設区分
配当株式 (所得税)	繰越控除純損失長期	生活保護終了	扶養障害控除	パンチカナ氏名
配当所得 (控除あり)	繰越控除純損失長期居住	徴収区分	扶養特別障害控除	パンチ生年月日元号
配当所得 (控除なし)	繰越控除純損失株式譲渡	徴収区分2	扶養同居特別障害控除	パンチ生年月日
特定配当 (内数)	繰越控除純損失先物取引	特徴開始月	扶養特定控除	パンチ性別
一般外貨 (内数)	繰越控除純損失山林	特徴終了月	控除合計	パンチ給与所得
外貨以外 (内数)	繰越控除雑損失	普徴開始期	寄付金控除額	パンチ配偶者特別控除額
給与収入	肉用牛免税所得	普徴終了期	扶養加算金	パンチ控除額合計 (所得税)
専従者給与収入 (内数)	肉用牛免税以外	年金特徴開始月	損害保険控除額	パンチ年金収入1
前職分給与収入 (内数)	肉用牛売却価格	年金特徴終了月	寄付金控除 (所得税)	パンチ年金収入2
給与特定支出控除	非課税所得	特徴仮算フラグ	控除額合計 (所得税)	パンチ年金収入3
給与所得	配当割控除額	年金保険者用整理番号1	住宅取得控除	パンチ源泉税額1
給与収入 (一部特徴)	株式譲渡割控除額	特別徴収義務者コード	外国税額控除 (所得税)	パンチ源泉税額2
給与所得 (一部特徴)	分離長期一般損失額	年金コード	減免 (所得税)	パンチ源泉税額3
年金区分	非課税所得 (障害年金)	通知コード	政党等寄付金	住借特別控除適用家屋居住年月日1
年金収入	非課税所得 (遺族年金)	処理結果	配当控除 (所得税)	住借特別控除適用家屋居住年月日2
年金所得	非課税所得 (その他)	非課税所得区分	電子証明書等特別控除 (所得税)	合併前利用団体コード
雑所得 (その他)		減免区分	所得税の課税所得金額	更新職員番号
総合譲渡短期所得	上場株式等の配当所得	均等割区分	所得税の課税所得金額	更新処理年月日
総合譲渡短期控除	繰越控除純損失上場配当	課非区分	寄附金額1	更新処理時刻
総合譲渡長期所得	口蹄疫手当金等	通知書発行区分	寄附金額2	摘要欄
総合譲渡長期控除	雑損控除	通知書発行日	寄附金額3	
総合譲渡一時所得	医療費控除	法定納期限等	寄附金額4	
総合譲渡一時控除	社会保険控除	他給与区分	寄附金額5	
土地等事業雑			所得税額 (税額控除前)	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

3 扶養専従者

利用団体コード	否認区分	年齢	扶養控除区分	更新職員番号
賦課年度	異動年月日	性別	障害者区分	更新処理年月日
住民コード	氏名	続柄	専従者区分	更新処理時刻
被扶養者住民コード	生年月日元号	配偶者控除区分	専従給与収入額	
番号	生年月日	配偶者特別控除区分	合併前利用団体コード	

4 世帯調査票

利用団体コード	氏名	住民区分	申告調査区分	更新職員番号
賦課年度	住所	住民増減異動日	申告書出力区分	更新処理年月日
住民コード	方書	住民となった異動日	証明発行区分	更新処理時刻
世帯コード	職課地	台帳番号	別世帯区分	
世帯主コード	生年月日元号	調査1	郵便番号	
続柄	生年月日	調査2	自治会コード	
カナ氏名	性別	調査3	合併前利用団体コード	

5 年金特別徴収対象者管理

利用団体コード	年金コード	住所漢字	住民コード	オプション番号
賦課年度	予備2	シフトコード4	履歴番号	オプション日付1
レコード区分	生年月日	各種区分	特別徴収区分	オプション日付2
都道府県コード	性別	処理結果	オプション区分	オプション項目
市町村コード	氏名カナ	予備3	媒体コード	オプション予備
特別徴収義務者コード	シフトコード1	各種年月日	回付先区分	合併前利用団体コード
通知内容コード	氏名漢字	金額1	オプション年月	更新職員番号
予備1	シフトコード2	金額2	進捗区分	更新処理年月日
特別徴収制度コード	郵便番号	金額3	付設区分	更新処理時刻
作成日	住所カナ	利用団体コード	予備4	
年金保険者用整理番号1	シフトコード3	賦課年度	年金保険者用整理番号2	
	更新処理時刻	摘要欄		

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・他団体からの申告情報の入手については、あらかじめ定められたインターフェースに基づいて情報を取得するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・住民からの申告情報の入手については、必要な情報のみを記載する様式としており、また、記載要領を提示し、必要な情報以外は記載しないようにしている。 ・住民からの申告情報の入手については、本人の個人番号カード又は通知カード、身分証明書の提示や窓口での聞き取りにより本人確認を行い、対象者であることを確認している。 ・申告が代理人であった場合には、委任状の提出と身分証明書の提示を求めることで申告者の情報であることを確認している。 ・システムに登録する際に、対象者が伊勢原市にて課税できる対象かどうかをチェックし、該当しないものについては他地方公共団体へ転送する等の対処を行っている。 ・上記については、定期的に職員研修を実施している。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税システムには、住民税の賦課事務に関係のない情報を保有しない。 ・住民税の賦課機能以外からは、個人番号にアクセスできないようにアクセス制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<input type="checkbox"/> 行っている <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムを使用可能な職員を特定し、アクセス権限の制御を行っている。操作者の認証については、生体認証を行っている。
その他の措置の内容	システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。操作権限の設定を行う。端末を利用していない際は、システムからログオフする。
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	機密保持契約として以下を定めている。 ・第三者への提供・開示・漏えいの禁止 ・目的外利用の禁止 ・無断複製の禁止 ・契約終了後の返還・廃棄・消去 ・安全管理体制の整備・確保・報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・他自治体への提供（申告情報回送）については、複数職員による確認、台帳への記載を義務付けている。 ・国税連携での情報提供については、あらかじめ定められた仕様に基づく連携であり、複数の職員による確認（登録と確認を別々の職員が行う）を義務付けている。 ・共通基盤を介した庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくものであり、それ以外の連携はできない。 ・庁内連携システムを利用する場合は、情報照会・情報提供（どの端末・職員が、どの住民の情報についていつ参照を行ったか）の記録が逐一保存される。 ・提供は、番号法及び関係法令で定められている場合のみ行う。 ・新たに提供・移転を開始するときには、個人情報保護主管課と協議する。 ・データ連携や電子媒体への出力にあたっては端末制限をすとも、ログを取得しており、問題の早期発見や予防に対する対策を施している。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>・権限を持った職員が上長の承認を得た上で情報照会・入手を行うこととしている。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	サーバー設置場所の入退室管理を行っている。適宜バックアップを行っている。バックアップデータについては、遠隔地保管を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。</p>	
8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び事業所内派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を義務付けている。 ・委託事業者に対しては、秘密保持契約を締結し、その中で個人情報保護に関する研修を義務付けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	伊勢原市総務部文書法制課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 TEL0463-94-4867
②請求方法	伊勢原市個人情報保護条例の規定に基づき、開示・訂正・利用停止請求を受付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	伊勢原市総務部市民税課 〒259-1188 神奈川県伊勢原市田中348番地 TEL0463-74-5428
②対応方法	伊勢原市個人情報保護条例の規定に基づき対応する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年6月28日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年3月15日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容		○住民税情報から課税・所得証明書のコンビニ交付を行う。	事前	事後で足りるものの任意
平成28年3月15日	I-1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 「別添1(事務の内容)」		「コンビニ証明書交付システム」を追記する。	事前	事後で足りるものの任意
平成28年3月15日	I-2 庁内基本情報連携システム ③他のシステムとの接続	宛名システム等、既存住民基本台帳システム、 税務システム	庁内連携システム、既存住民基本台帳システム、 税務システム	事前	事後で足りるものの任意
平成28年3月15日	I-2 MICJET 番号連携サーバ ③他のシステムとの接続	庁内連携システム、既存住民基本台帳システム、 税務システム、中間サーバ	宛名システム等、既存住民基本台帳システム、 税務システム、中間サーバ	事前	事後で足りるものの任意
平成28年3月15日	I-2 コンビニ証明書交付システム		①システム名称「コンビニ証明書交付システム」 ②システムの機能「課税決定時の個人課税データを蓄積し、マイナンバーカードによる認証を可能とするコンビニキオスク端末から課税・所得証明書を交付する。」 ③他のシステムとの接続「戸籍サーバ」	事前	事後で足りるものの任意
平成29年4月28日	II-4 コンビニ交付システム業務委託		「コンビニ証明書交付システム業務委託」に係る業務委託内容を追記する。	事後	事後で足りるものの任意
平成29年4月28日	II-5 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先3	子ども部子ども家庭相談室	子ども部子ども家庭相談課	事後	事後で足りるものの任意
平成29年4月28日	II-5 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 移転先4	保険福祉部健康管理課	保険福祉部健康づくり課	事後	事後で足りるものの任意
平成29年4月28日	II-5 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く。) 提供先61	神奈川県条例(予定)	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例	事後	事後で足りるものの任意

平成29年4月28日	IV-1 特定個人情報の開示・停止性・利用停止請求 ①請求先	伊勢原市市民生活部市民協働課	伊勢原市総務部文書法制課	事後	事後で足りるものの任意
平成30年7月31日	I-2 システム1 ②システムの機能	9. 課税支援連携システム eLTAXシステムから連携ファイルを受け取り、データベースへ格納する。また、課税原票管理システムへの連携を行うための連携ファイルを作成する。	9. 課税支援連携処理 eLTAXシステムと国税関連情報及び地方税関連情報の交換、課税原票管理システムへ国税関連情報及び地方税関連情報の提供、並びに、コンビニ証明書交付システムへ地方税関連情報を提供を行う。	事後	事後で足りるものの任意
平成30年7月31日	IV-1 特定個人情報の開示・停止性・利用停止請求 ①請求先		「<別表第二における情報提供の根拠>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」に次の2項を追加する。 第19条第7号 別表第二(38、85の2) 「<別表第二における情報提供の根拠>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」に次の1条を追加する。 第53条	事後	事後で足りるものの任意
平成30年7月31日	I-6 ②所属長の役職名 (様式変更前 ②所属長)	市民税課長 門倉 誠	市民税課長	事後	事後で足りるものの任意
平成30年7月31日	II-4 委託の有無	委託する (5件)	委託する (6件)	事後	事後で足りるものの任意
平成30年7月31日	II-5 提供・移転の有無	提供を行っている (61件)	提供を行っている (63件)	事後	事後で足りるものの任意
平成30年7月31日	II-5 提供先62		提供先「都道府県教育委員会又は市町村教育委員会」 ①番号法第19条第7号 別表第二(第38項) ②学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの ③住民税関係情報 ④10万以上100万人未満 ⑤住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者 ⑥住民提供ネットワークシステム、庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ	事後	事後で足りるものの任意

平成30年7月31日	II-5 提供先63		提供先「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長」 ①番号法第19条第7号 別表第二(第85の2項) ②特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの ③住民税関係情報 ④10万以上100万人未満 ⑤住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者	事後	事後で足りるものの任意
平成30年7月31日	II-5 移転先1, 移転先5, 移転先14, 移転先15, 移転先22	保健福祉部障害福祉課	保健福祉部障がい福祉課	事後	事後で足りるものの任意
平成30年7月31日	II-5 移転先20	保健福祉部介護高齢福祉課	保健福祉部介護高齢課	事後	事後で足りるものの任意
令和1年6月28日	I-7 他の評価実施機関	地方税電子化協議会、総務省	地方税共同機構、総務省	事後	事後で足りるものの任意
令和1年6月28日	IV-1 特定個人情報の開示・停止性・利用停止請求 ①請求先	Tel0463-94-4711	Tel0463-94-4867	事後	事後で足りるものの任意
令和1年6月28日	IV-1 特定個人ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	Tel0463-94-4711	Tel0463-74-5428	事後	事後で足りるものの任意
令和1年6月28日	II-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥再委託事項	地方税電子化協議会より伝送される範囲となる。	地方税共同機構より伝送される範囲となる。	事後	事後で足りるものの任意
令和1年6月28日	V-1 ①実施日	平成29年4月28日時点	令和1年6月28日時点	事後	事後で足りるものの任意
令和2年6月26日	I-1 ②事務の概要	(略) ①申告受付業務 ○住民、国税庁及びeLTAXシステムから申告情報(確定申告書、市県民税申告書、法定調書)を収受する。 ○事業所、日本年金機構及びeLTAXシステムから支払報告書(給与支払報告書・公的年金報告書)を収受する。 ○受付したデータの一部を委託業者に提供し、電子データ化する。 (略)	(略) ①申告受付業務 ○住民、国税庁及びeLTAXシステムから申告情報(確定申告書、市県民税申告書、法定調書)を収受する。 ○事業所、日本年金機構及びeLTAXシステムから支払報告書(給与支払報告書・公的年金報告書)を収受する。 ○受付したデータの一部を委託業者に提供し、電子データ化する。 ○住民の申告に基づき住民税課税支援システムで確定申告書を作成する。 (略)	事後	事後で足りるものの任意

令和2年6月26日	I-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の内容 「別添1(事務の内容)」		「課税原票管理システム」の削除 「住民税課税支援システム」の追加 次の事務フローを追加 ・他市町村に対する調査照会回答 ・国税庁(税務署)に対する調査照会回答 ・eLTAXを利用した税務署への調査結果報告	事後	住民税課税支援システム導入 に伴うもの
令和2年6月26日	I-2 システム1 ②システムの機能	2. 当初移動処理 給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、市県民税申告書の各課税資料の登録及びチェックを行う。また、各資料データの合算を行い資料合算データを作成する。 (略) 9. 課税支援連携処理 eLTAXシステムと国税関連情報及び地方税関連情報の交換、課税原票管理システムへ国税関連情報及び地方税関連情報の提供、並びに、コンビニ証明書交付システムへ地方税関連情報を提供を行う。	2. 当初異動処理 住民税申告支援システムと資料合算データの整合を行う。 9. 課税支援連携処理 コンビニ証明書交付システムへ地方税関連情報の提供を行う。	事後	住民税課税支援システム導入 に伴うもの
令和2年6月26日	I-2 システム1 ③他のシステムとの接続	庁内連携システム、宛名システム等、税務システム、課税原票管理システム、eLTAXシステム、コンビニ証明書交付システム	庁内連携システム、宛名システム、住民税課税支援システム、eLTAXシステム、コンビニ交付システム	事後	住民税課税支援システム導入 に伴うもの
令和2年6月26日	I-2 システム2 ①システムの名称	課税原票管理システム	住民税課税支援システム	事後	住民税課税支援システム導入 に伴うもの
令和2年6月26日	I-2 システム2 ②システムの機能	(略) 4. 宛名情報連携 個人住民税システムから、賦課期日の課税対象者連係データを受け取り、データベースへ格納する。	(略) 4. 宛名情報連携 個人住民税システムから、賦課期日の課税対象者連係データを受け取り、データベースへ格納する。 5. 当初異動処理 給与支払報告書、年金支払報告書、確定申告書、市県民税申告書の各課税資料の登録及びチェックを行う。また、各資料データの合算を行い資料合算データを作成する。 6. 扶養・専従者管理処理 個人課税データを元に、扶養連絡船データを作成する。 7. 課税支援連携処理 eLTAXシステムと国税関連情報及び地方税関連情報の交換を行う。 8. 申告支援処理 住民からの申請に基づき市県民税申告書又は確定申告書を作成する	事後	住民税課税支援システム導入 に伴うもの
令和2年6月26日	I-2 システム2 ③他のシステムとの接続	税務システム	税務システム、eLTAXシステム	事後	住民税課税支援システム導入 に伴うもの

令和2年6月26日	I-2 システム3 ③他のシステムとの接続	他自治体、税務署、事業者(給与支払者)、年金保険者等	税務システム、住民税課税支援システム、他自治体、税務署、事業者(給与支払者)、年金保険者等	事後	住民税課税支援システム導入に伴うもの
令和2年6月26日	I-2 システム4 ③他のシステムとの接続	庁内連携システム、既存住民基本台帳システム、税務システム	既存住民基本台帳システム、宛名システム、税務システム	事後	事後で足りるものの任意
令和2年6月26日	I-2 システム5 ③他のシステムとの接続	既存住民基本台帳システム、税務システム、宛名システム等、中間サーバ	庁内連携システム、既存住民基本台帳システム、税務システム、中間サーバ	事後	事後で足りるものの任意
令和2年6月26日	I-2 システム6 ②システムの機能	課税決定時の個人課税データを蓄積し、マイナンバーカードによる認証を可能とするコンビニキオスク端末から課税・所得証明書を交付する。	1 証明書の発行機能 住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部事項証明、戸籍個人事項証明書及び市県民税課税所得(非課税)証明書を発行し、証明書交付センターに連携する。 2 個人番号カードの利用管理機能 個人番号カードを利用し、コンビニ等で住民票等証明書を取得する。 3 利用者証明用電子証明書シリアル番号情報の利用管理機能 住民基本台帳ネットワークシステムから連携されるJPKI情報作成及びシリアル番号情報を管理する。	事後	事後で足りるものの任意
令和2年6月26日	I-2 システム6 ①システムの名称	コンビニ証明書交付システム	コンビニ交付システム	事後	事後で足りるものの任意
令和2年6月26日	I-2 システム6 ③他のシステムとの接続	税務システム	税務システム、既存住民基本台帳システム、証明書交付センター、戸籍システム	事後	事後で足りるものの任意

<p>令和2年6月26日</p>	<p>I-5 ②法令上の根拠</p>	<p><別表第二における情報提供の根拠> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条 <別表第二における情報照会の根拠> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号 別表第二(27) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条</p>	<p><別表第二における情報提供の根拠> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25条、第26条の3、第28条、第31条、第31条の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第43条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の2、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第50条、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 <別表第二における情報照会の根拠> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) 第19条第7号 別表第二(27) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p>	<p>事後</p>	<p>法改正に伴う変更</p>
------------------	------------------------	---	---	-----------	-----------------

令和2年6月26日	II-3 ⑤使用方法	<p>1. 申告情報取得に関する事務 ○住民・国税庁・企業・年金保険者・他自治体から申告情報を取得する ○賦課に必要な情報(生活保護・障害等)を照会し取得する</p> <p>2. 賦課決定に関する事務 ○申告情報における課税資料の個人特定を行う。 ○障害者控除適用者は、控除額の確認を行う。 ○複数申告情報がある者は、名寄せ(一本化)し必要に応じて合算を行う。 ○生活保護者などの非課税判定を行い、賦課情報を作成する。 ○税額通知作成の委託先に賦課情報を提供する。 ○普通徴収対象者の場合は納税者に、特別徴収対象者の場合は事業所・年金保険者へ税額を通知する。</p> <p>3. その他事務 ○必要に応じて調査事務を実施して、徴収方法の変更・税額更正等を行なう。</p>	<p>1. 申告情報取得に関する事務 ○住民・国税庁・企業・年金保険者・他自治体から申告情報を取得する ○賦課に必要な情報(生活保護・障害等)を照会し取得する</p> <p>2. 賦課決定に関する事務 ○申告情報における課税資料の個人特定を行う。 ○障害者控除適用者は、控除額の確認を行う。 ○複数申告情報がある者は、名寄せ(一本化)し必要に応じて合算を行う。 ○生活保護者などの非課税判定を行い、賦課情報を作成する。 ○賦課情報・合算結果を元に課税計算を実施し、税額の通知を作成する。 ○普通徴収対象者の場合は納税者に、特別徴収対象者の場合は事業所・年金保険者へ税額を通知する。</p> <p>3. その他事務 ○必要に応じて調査事務を実施して、徴収方法の変更・税額更正等を行なう。 ○調査結果を税務署に報告する</p>	事後	事後で足りるものの任意
令和2年6月26日	II-5 提供・移転の有無	提供を行っている (63件)	提供を行っている (65件)	事後	法改正に伴う変更
令和2年6月26日	II-5 提供先57 ②提供先における用途	個人住民税の納税義務の通知及び、申告の勧奨	個人住民税の納税義務の通知、税証明の取得及び申告の勧奨	事後	事後で足りるものの任意
令和2年6月26日	II-5 提供先57 ⑥提供方法	住民提供ネットワークシステム 庁内基本情報連携システム MICJET番号連携サーバ	コンビニ証明書交付システム 紙	事後	事後で足りるものの任意
令和2年6月26日	II-5 提供先58 ⑥提供方法	住民提供ネットワークシステム 庁内基本情報連携システム MICJET番号連携サーバ	eLTAXシステム 紙	事後	事後で足りるものの任意
令和2年6月26日	II-5 提供先59 ⑥提供方法	住民提供ネットワークシステム 庁内基本情報連携システム MICJET番号連携サーバ	eLTAXシステム	事後	事後で足りるものの任意
令和2年6月26日	II-5 提供先60 ⑥提供方法	住民提供ネットワークシステム 庁内基本情報連携システム MICJET番号連携サーバ	eLTAXシステム 紙	事後	住民税課税支援システム導入に伴うもの

令和2年6月26日	II-5 提供先64		<p>提供先「都道府県知事、市町村長」</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第二(第20項)</p> <p>②身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③住民税関係情報</p> <p>④10万以上100万人未満</p> <p>⑤住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者</p> <p>⑥住民提供ネットワークシステム、庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ</p> <p>⑦随時</p>	事後	法改正に伴う変更
令和2年6月26日	II-5 提供先65		<p>提供先「都道府県知事、市町村長」</p> <p>①番号法第19条第7号 別表第二(第53項)</p> <p>②知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③住民税関係情報</p> <p>④10万以上100万人未満</p> <p>⑤住民税の課税権を有する者及び市外の被扶養者</p> <p>⑥住民提供ネットワークシステム、庁内基本情報連携システム、MICJET番号連携サーバ</p> <p>⑦随時</p>	事後	法改正に伴う変更
令和2年6月26日	II-5 移転先5	<p>移転先「保健福祉部障がい福祉課」</p> <p>①番号法第9条第1項 別表第一項(第14項)</p> <p>②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)第31条による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③住民税関係情報</p> <p>④1万以上10万人未満</p> <p>⑤措置入院患者並びにその配偶者及び当該患者と生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹</p> <p>⑥庁内連携システム</p> <p>⑦認定申請時等(変更があればその都度)、随時</p>	<p>移転先「保健福祉部障がい福祉課」</p> <p>①番号法第9条第1項 別表第一項(第34項)</p> <p>②知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの</p> <p>③住民税関係情報</p> <p>④1万以上10万人未満</p> <p>⑤措置対象者並びにその配偶者及び当該患者と生計を一にする直系血族及び兄弟姉妹</p> <p>⑥庁内連携システム</p> <p>⑦認定申請時等(変更があればその都度)、随時</p>	事後	事後で足りるものの任意

令和2年6月26日	Ⅱ-6 ①保管場所	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> > ○中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ○特定個人情報、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> > ①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	事後	事後で足りるものの任意
令和2年6月26日	Ⅲ-2 特定個人情報の入手 (情報提供ネットワークを利用した入手を除く。) リスクに対する措置の内容	<p>(前略) <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	(前略)	事後	事後で足りるものの任意
令和2年6月26日	Ⅲ-6 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	<p>(前略) (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>(前略) (※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	事後	事後で足りるものの任意

令和2年6月26日	Ⅲ-6 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	(前略) ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (後略)	(前略) ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 (後略)	事後	事後で足りるものの任意
令和2年6月26日	Ⅲ-7 リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。	事後	事後で足りるものの任意
令和2年6月26日	Ⅲ-9 従業者に対する教育・啓発	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	事後で足りるものの任意
令和3年6月25日	I-2 システム2 ②システムの機能	(略) 6. 扶養・専従者管理処理 個人課税データを元に、扶養連絡船データを作成する。	(略) 6. 扶養・専従者管理処理 個人課税データを元に、扶養連絡箋データを作成する。	事後	事後で足りるものの任意
令和3年6月25日	Ⅱ-4 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項6 ⑥再委託事項	地方税関連情報を蓄積するLGWAN上のクラウドシステムの運用管理 個人住民税システムとクラウドシステムの連携システムの運用保守支援	地方税関連情報を蓄積するLGWAN上のクラウドシステムの運用管理 個人住民税システムとクラウドシステムの連携システムの運用保守支援	事後	事後で足りるものの任意

